

コロナに
負けない!

機器購入の申請再開!

すでに本支援金を受給している事業者であっても
受給した支援金が30万円未満の場合は
差額を申請することができます



【対象事業者】

山梨県内において、消費者との間で日常的に決済を行う中小規模事業者

主な業種：「持ち帰り・配達飲食サービス業」「小売業」「道路旅客運送業」

「教育、学習支援業」「生活関連サービス業」

上記の他にも、県内において消費者との間で日常的に決済を行う事業者は対象となります。(対象か迷う場合は事務局へご相談ください。)ただし、①「やまなしグリーン・ゾーン認証」対象業種に該当する店舗・施設、②すでに受給した「生活関連施設等 感染予防対策強化事業支援金」の額が30万円の店舗・施設は支援対象外となります。

【支援額】

上限 30万円 1店舗・施設あたり、
対象経費の全額(下限5万円)

支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

【支援対象事業】

感染予防対策に必要な機器の購入

令和4年1月23日以降、令和4年10月31日までに購入・設置に対する支払いが完了したもの。
クレジットカード払いの場合は申請時に完済された事が確認できる書類が必要です。

支援対象
機器



空気清浄機



二酸化炭素濃度測定器



サーキュレーター



換気扇

すでに受給した支援金が30万円に達していない事業者は、
30万円までの差額の追加申請ができます。

【申請期限】令和4年10月31日(月)

【お問い合わせ・提出先】

オンライン申請アドレス ▶ https://va.apollon.nta.co.jp/seikatsu_kanren2

〈メール及び郵送〉

事務局のホームページから申請書をダウンロードし、
添付書類とともにメールまたは郵送で提出してください。(メールの場合は添付書類をPDF化)

事務局ホームページ ▶ https://yamanashigz-sien.com/seikatsu_kanren02

提出先アドレス ▶ yamanashisk2@gmail.com ※送付間違いに十分ご注意ください。

事務局 ▶ 〒400-0031 甲府市丸の内2-16-4 4F

生活関連施設等感染予防対策強化事業 事務局 Tel.055-242-7020

事務局受付時間：平日10:00～17:00

●この情報は令和4年8月25日時点のものです。



小売業・生活関連サービス業等のみなさまへ
感染予防対策強化を
支援します。

支援金・助成金を装った詐欺にご注意ください

支援金支給にあたってATM操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません。自宅や職場に不審な電話・メール等があった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

\\ 要チェック \\

申請期限延長に伴う注意事項

エアロゾル感染対策を強化するため、支援対象事業を見直しています。

- ※生活関連施設等感染予防対策強化事業(第2弾)申請要領(令和4年8月25日以降申請適用)を必ずお読みください。
- ※ご不明な点がございましたら、機器を購入する前に事務局までお問い合わせください。

すでに本支援金を受給している店舗・施設について

すでに本支援金を受給している店舗・施設であっても、 受給した支援金が30万円未満の場合は、差額を申請することができます。

- ※ただし、すでに受給した支援金で換気対策機器を購入した事業者については、すでに整備した機器では不足する部分を支援対象としますので、店舗・施設の床面積を確認のうえ、追加整備を検討してください。
- ※対象か迷う場合は機器購入前に事務局へご相談ください。

◆主な対象事業者

山梨県内において、消費者との間で日常的に決済を行う中規模以下の事業者

対象区分			対象区分		
飲食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業	中規模(従業員) 50人以下	運輸業	道路旅客運送業	中規模(従業員) 300人以下
小売業	各種商品小売業	50人以下	教育、学習支援業 (学校教育を除く)	社会教育・図書館・博物館等	100人以下
	織物・衣服・身の回り品小売業	50人以下		学習塾	100人以下
	飲食料品小売業	50人以下		教養・技能教授業	100人以下
	機械器具小売業	50人以下	生活関連 サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	100人以下
	その他の小売業	50人以下		その他の生活関連サービス業	100人以下

- ・本事業における中規模以下の事業者とは、中小企業基本法に規定される中小企業者の定義を準用し、店舗・施設ごとに、消費者と接触がある部門に常駐する従業員の数が、上記の分類に応じた人数とします。
- ・常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指し、パートやアルバイトも含まれます。ただし、会社役員、個人事業主(同居の親族従業員含む)、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試しの使用期間中の者、正社員の勤務時間の概ね3/4未満の勤務時間の者は除きます。

◆支援対象機器

機器	要件等
空気清浄機	HEPA フィルタ (JIS 規格で 0.3 μ m の粒子に対して 99.97%以上の捕集ができるエアフィルタ) によるろ過式で、かつ、風量が毎分 5 m ³ 程度以上あるもの
サーキュレーター	換気を改善するため設置するもの
二酸化炭素濃度測定器	室内の二酸化炭素濃度が 1,000ppm を超えた場合、窓を開放し換気を実施できるよう、二酸化炭素濃度の値を測定できるもの
換気扇	換気を改善するために設置するもの(既存の換気扇を買い換える場合は、換気量が向上する場に限り)
その他換気機能を有する機器	整備を希望する機器のカタログ等を準備の上、事務局までお問い合わせください

(留意事項)

- ※空調工事や配管工事などの工事費用、機器等のリース・レンタル・保守費用、代引き手数料、役務の提供に要する費用、消費税及び地方消費税は対象となりません。
- ※設置する部屋の面積に対して過剰な台数の購入は、対象となりません。
- ※消費者、利用者が立ち入らない管理事務所、更衣室、倉庫、従業員専用トイレなどに設置するものは、対象となりません。
- ※市場価格を大幅に超える金額での購入は、対象にならない場合がありますので、適正な価格を確認の上、購入してください。
- ※消耗品は対象となりません。

令和4年7月31日までの申請受付分から支援対象機器が変更になっていますのでご注意ください。